

| | | | |
|------|---|---|---|
| 報告番号 | ※ | 第 | 号 |
|------|---|---|---|

主　論　文　の　要　旨

論文題目 幕末・明治初期における「諫言」の変遷と終焉
——下級武士の忠誠觀を中心に——

氏　名 賴 鈺菁

論　文　内　容　の　要　旨

本研究は、中国（儒学）から受容し、江戸期の武家社会で忠誠精神を代表する概念として形成された「諫言」が、政局が不安定な幕末期において、下級武士たちによつていかに受け継がれ実行に移されたのか、また、その過程でいかなる概念に変容したのかを考察するものである。

江戸時代における諫言は、武士のエーストスと結び付いて、「忠誠」と同一視される傾向が強かった。また、幕藩体制においては、「御家」の安泰を維持することがすなわち忠誠であると幕府に規定されていたため、「御家」は武士の忠誠を尽す対象となっていた。嘉永六年（1853）のペリーの来航は、幕府を対外問題に直面させただけでなく、同時に日本国内においても攘夷や開国、または公武合体派か佐幕派かなどの内部分裂を引き起こした。この時期に、のちの明治維新の担い手となった下級武士たちは、志士として「ダイナミック」な諫言精神を発揮し、日本を近代国家へと前進させた。本研究は、この動乱期において、有志の者たちの諫言精神はどの程度まで革新的、または近代的であったのか、また彼らがなお封建的思惟に拘束されていたのはなぜだったのかを探求するとともに、これらの問題が動乱期における「諫言」の内実的変化とどのように関わっていたのかを明らかにすることを目的とした。

本論文は、次の五章から構成されている。

まず、第一章では、江戸時代における武士の忠誠意識を中心に検討を行った。分析対象とした『葉隱』（1716）が、武士道の心得を説く代表的な書物であり、それを通して、武士は諫言を疊の上の御奉公における最高の忠誠と認識していたことを確認した。また、『葉隱』、及び同時代に起きた赤穂事件を併せて検討することにより、当時の武士の「滅私奉公」観に、主君に対する個人的な情念と御家に対する理性的な忠誠觀が共存していることを明らかにした。しかしながら、幕府が「御家」への忠誠を規定し、各大名（藩主）の領地を幕府からの「預かり」ものとする観念を植え付けた

ことにより、「御家」への忠誠は、幕藩体制における武士の忠誠イデオロギーと一体化した。その結果、「御家」の安泰を維持することが武士の行動目標となったのである。

第二章では、「御家」に奉公する武士の「ダイナミック」な忠誠を代表する諫言の精神がもっとも顕著に發揮された幕末期に焦点を当てた。嘉永六年（1853）のペリーの来航後、政局が次第に不安定になっていた幕末において、志士となった下級武士たちの諫言精神が、中国の士大夫のそれと比較して、いかなる特徴を有していたのかについて、吉田松陰（1830～1859）を中心に検討した。中国と日本の政治体制が各々異なるため、日本では忠誠の拠って立つ基盤も修正された。そのもともと明白な例として、中国（儒学）の君臣関係は、「君臣義合」というように、後天的に結ばれた関係であるのに対して、江戸時代では、君と父が一体化しており、主君に忠誠を尽くすことはすなわち親への孝でもあった。このように君臣関係を絶対視する考え方には、主君からの「御恩」、つまり「禄」を基軸とする幕藩体制と深く結び付いていた。中世においては、「奉公」と「家」の利益、いわゆる「家業」とは必ずしも直結していなかったため、奉公人は、奉公相手の選択や、生活基盤の自由が比較的大きかったが、江戸時代になると、武士が君臣関係を破棄することは、すなわち生計の手段を失うこと意味することになったのである。こうして、武士の生計上の独立・自立性がなくなった江戸時代においては、父も子も君に仕えて禄を得たため、禄すなわち君恩によってはじめて孝が可能になるという考え方が定着していった。このように中国（儒学）と江戸時代では忠孝の存立基盤が異なるため、諫言の概念も作法も江戸の体制に応じて変化し、中国の士大夫が一般に行っていた「三度諫めて身退く」という儒学的な作法は、「臣として君を諫むべきことあらば、幾度も諫むべし」と修正されたのである。

一方、中国にも、江戸時代の忠臣が死を覚悟して主君に幾度も諫言したような忠臣がいた。本章ではこれらの中国の忠臣の志氣や行為を松陰がいかに解釈し、評価したかを検討することにより、志士としての下級武士の諫言精神を明らかにした。中国の忠臣の中で、松陰が最も強い関心を示したのは、主君に何回も諫言したが聞き入れられずに汨羅江に身を投げた屈原である。屈原の心境に共鳴していた松陰は、彼の志氣や死の選択を高く評価しているが、この見解は「中庸」を唱える中国の士大夫の屈原評価と大いに異なっている。屈原を「狂顛」と見なす松陰の考え方には、武士の諫言精神の独自性をよく示している。松陰のいう「狂」は、儒学の「志が大きい」という意味合いを持つ他に、死の覚悟を前提とする武士的倫理とも緊密に関わっている。例えば『葉隱』の中にも「大業」を全うするには、「死狂い」精神が必要と記されており、ここにおける「死狂い」は儒学的な「志」を含むだけでなく、「武士道と云は、死ぬ事と見付たり」という「死の覚悟」（＝「狂」）も不可欠であった。幕末、松陰のような下級武士層の有志は、この「死狂い」的諫言精神を行動原理として、制度を無視し、さらには既成の階級の枠を打破して変革を行うことを目指した。これは、元来中国の諫臣が行った諫言とは全く異なるものであった。中国の政体における「諫言」

は制度そのものに対する批判ではなく、むしろ諫言を通して制度をより強化するものだったからである。その一方、幕末の武家社会においては、儒学から受容した諫言の概念が、革新的な「死狂い」的諫言精神として展開されることになったと指摘した。

そして、第三章では、この「死狂い」的諫言精神が尊王攘夷運動において、どのように発揮されたのかについて、長州藩の久坂玄瑞（1840～1864）、及び佐賀藩の江藤新平（1834～1874）を分析対象として考察した。久坂も江藤も微禄の家柄の出身であり、幕藩体制において政治参与が許されない身分であった。しかし、幕末の動乱期においては、彼らのような多くの下級武士が、「ダイナミック」な諫言精神に基づき、分を越えて政事について諫言した。久坂と江藤の尊王攘夷の活動を通して、彼らの狂的諫言精神には、旧来の封建的な考え方と革新的な理念が並存していることを明らかにした。

第四章では、幕藩体制における「諫言」の基底をなす政体概念、及びその内実が幕末においてどのように変化したのかについて、「諫言」とび「建言」／「建白」という漢語表現を通して、「諫言」の封建的性格、洋学の影響による近代的政治体制への指向などと関連づけて考察した。元来、「諫言」の原義は、「建言」／「建白」と異なっている。しかし、幕末においては、主君や上役に対して意見を申し立てる意味合いで、当時の諫言書や文稿に、「諫言」という漢語表現以外に、「建言」や「建白」という語彙も用いられるようになっていた。そして維新後、建白書受付制度が成立すると、「諫言」に代わって、「建言」／「建白」が圧倒的に多く用いられるようになる。ここでは、このような変化の意味を、下級武士たちが要請した「言路洞開」との関連で探った。幕末においては、それまでの思想的ベースであった儒学のほかに、新知識として洋学も導入されていた。各藩の藩校は洋学を教育内容に取り入れ、武士たちも積極的にこれを摂取するようになった。海防論議などに多大な影響を与えた洋学は、当時盛んに行われていた「言路洞開」の要請にも影響を及ぼした。

幕藩体制においては、非公式かつ内密に諫言を行うことが忠誠と見なされていた。また、諫言の実行も、家老や主君の側近など一部の者にしか許されていなかった。このような体制はペリー来航後、多くの武士たちに批判された。彼らは従来の非公開の「合議」体制を否定するとともに、公開で議論する政治体制を求め、「言路洞開」を要請した。しかし、長い間漢学を中心に学んできた武士たちが新たに構想した政治体制には、いまだに儒学的思想に拘束される傾向が見られた。彼らの用語には「諫言」と「建言」／「建白」が混在していたが、その思想的根底においては封建的階級意識の枠組みから抜け出していないことも多かった。その一方で、洋学の影響によって儒学的思惟から抜け出し、新しい考え方を創出した一部の武士たちも現れた。西洋の政体概念を吸収した彼らが用いる「建言」／「建白」は、西洋の四民平等の理念を含んでおり、儒学思想をベースとする考え方と明らかに異なる内実を示していた。これは維新後、明治新政府が打ち出した「貴賤」を問わない建白書受付制度の精神にも繋がるものである。明治初期の「建白」の使用は、四民平等という近代的理念を導入しようとする新時代の革新性を顕著に表しており、また封建時代に存在していた門閥制度

の終わりを告げるものであった。

最後に、第五章では、幕末の志士たちの一部が下級武士から中央政府の官僚に転身した後に、近代国家の成立過程で、なぜ最終的に脱落することになったのか、という問題に焦点を当てて、江藤新平をその代表例として考察した。幕末に志士として活躍し、維新後中央官僚となった江藤は、徴兵制度の構想においても、明治二年に佐賀藩で行われた藩政改革においても、基本的に中央政府の方針と軌を一にしていた。しかし、商人との結託が慣習化していた当時の官僚世界に対して、江藤はきわめて批判的であった。彼のこの考え方には、儒学の東洋士大夫的禁欲に根ざした強固たる道徳観、及び武士固有の金銭蔑視觀によるものであった。江藤のような金銭に対する禁欲を、大隈重信や大久保利通のような官僚たちが持っていたわけでは決してないが、彼らは、経済改革を行う過程において、商人と結び付くことによって生ずる「利」の必然性を理解しており、江藤ほど極端に排斥することはなかった。そのため、江藤における金銭への禁欲という武士的性格は近代的経済政策を推進する過程で妨げとなつたと考えられる。本章では、このような旧体制の理念とかかわる禁欲的な性格が江藤を官僚世界から脱落させた一つの要因であると指摘した。

最終章では、一章から五章の論をまとめ、反省を踏まえて今後の課題を示した。維新期に、これまで封建的身分階級と結びついていた「諫言」は、「建言」／「建白」へと切り替わった。この用語の変化は、日本が近代社会の第一歩を踏み出したことを示唆している。今後の課題としては、この論文の延長線上にある「建言」／「建白」の、近代社会における時代的意義を考察していきたい。